

乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号）

1. 総則

乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号）の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に定める「協定規則第 152 号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。

2. 測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は、別表により行うものとする。

なお、測定ならびに計算が、別表による末尾処理よりも高い精度である場合にあっては、より高い精度による末尾処理としてもよいものとする。

3. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。

なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

3.1 当該試験時において該当しない箇所を抹消すること。

3.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

3.3 記入欄に「別紙参照」と記載の上、別紙による詳細な説明を必要に応じて追加してもよい。

別表 測定値の取扱い

試験自動車	
項目	取扱い
長さ	諸元表記載値 (m)
質量	整数位まで記載 (kg)
重心高 (積載、非積載)	小数第 4 位を四捨五入、小数第 3 位まで (m)
タイヤ空気圧	諸元表記載値 (kPa)
試験における測定記録	
項目	取扱い
車速	小数第 2 位を四捨五入、小数第 1 位まで (km/h)
時間	小数第 2 位を四捨五入、小数第 1 位まで (Sec)
長さ	小数第 3 位を四捨五入、小数第 2 位まで (m)
加速度	小数第 3 位を四捨五入、小数第 2 位まで (m/s ²)